

大分県報

平成三十年
第三〇二八号
十月十九日

(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………
- 救急病院等の認定……………
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請(二件)……………
- 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧……………

警察本部訓令

- 大分県警察当直規程の一部改正……………

正誤

- 平成二十八年四月一日付け大分県報号外(五九)に登載の大分県警察本部訓令第八号(行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令)中の訂正……………

○告示

大分県告示第六百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年十月十九日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

うえきデンタル

医療法人P1a

豊後高田市新町二〇一八一―一

平三〇・九・五

クリニック ntree

河野調剤薬局竹田駅前店 剤

御手洗病院 医療法人明倫会

フアーマシー船小路 有限会社フアーマシー

さつき薬局 株式会社さとうり

(有)宮明薬局 有限会社宮明薬局

トキワ町調剤薬局 有限会社佐伯調剤薬局

さとう調剤薬局 有限会社さとう調剤薬局

大分県告示第六百二十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成三十年十月十九日

大分県知事 広瀬 貞

救急病院 名称

・救急診療所の別

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

救急病院 名称

平成三十年十月十九日

大分県報(告示)

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年十月四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グリーンポケット

三 代表者の氏名

鬼 束 康 晴

四 主たる事務所の所在地

別府市石垣西六丁目一番四十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や障がい者を持つ親に対して、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、その活動を通じて学び合い、不安や心配ごとを共に分かち合うことと社会との絆を強め、広く福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第六百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年十月四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たすけあい・ゆう・ゆう

三 代表者の氏名

今 村 定

四 主たる事務所の所在地

白杵市大字市浜中通り六百六十六番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、白杵市及び野津町の高齢者及び地域住民に対して、保健・福祉・医療の増進、社会教育等、文化スポーツの振興、環境保全、人権の擁護、子どもの健全育成、職業能力の開発を行い、地域住民が安全かつ安心して、生き生きとして暮らせる、福祉の充実した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年十月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業
（区画整理）

高源寺地区

平三〇・一〇・一九から
平三〇・一一・八まで

竹田市役所

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第14号

警察本部

大分県警察当直規程（平成 9 年大分県警察本部訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月19日

大分県警察本部長 石 川 泰 三

第 4 条第 1 項の表の運転免許センター当直の項の次に次のように加える。

鑑識科学センター当直	鑑識科学センター内	鑑識課長	庁舎管理、非常事態発生時の措置その他鑑識課長が定める業務	鑑識課の職員及び科学捜査研究所の職員
		科学捜査研究所長 刑事企画課長	科学捜査研究所長が定める業務 刑事企画課長が定める業務	

第 4 条第 3 項中「運転免許課長。」を「運転免許課長、鑑識科学センター当直にあつては主管当直管理者のうち鑑識課長。」に改める。

第 1 号様式中

「
所
月分
属
長
」

を

「
月分
」

に改める。

この訓令は、平成30年11月 1 日から施行する。

○五 監 査

平成二十八年四月一日付け大分県報号外（五九）に登載の大分県警察本部訓令第八号（行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令）中の訂正

ページ	段	行	監 査	正
一三二	下	左から一五	決定を」を「裁判を	裁判又は決定」を「裁判
一三三	下	左から三	弁明書	弁明書の写し

一四	上	左から一〇	削り、 決定通知書	削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、 決定等通知書
一四	下	右から四	決定通知書	決定等通知書
一四	下	右から六	開示決定通知書	開示決定等通知書

平成三十年十月十九日

大分県報（警察本部訓令・正誤）